

●その他のサービス

状態や必要に応じて、次のサービスを利用することもできます。

高齢者見守り事業

人感センサー付緊急通報装置を設置して緊急時等に適切に対応します。

●対象者

- ・ 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者または重度な心身障がいの方

サービスを利用する際は町に申請が必要です。
申請は役場の保健福祉課に申請します。

高齢者にやさしい住まいづくり事業

要介護・要支援の認定がされていない高齢者の方で、家の中に手すりの取り付けや段差解消の小規模なリフォーム（住宅改修）をした場合、上限額 20 万円でその 1 割が自己負担になります。

●対象者

- ・ 介護保険の被保険者で、要支援及び要介護の認定がされていない方

サービスを利用する際は町に申請が必要です。

介護予防福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与は介護認定がされていない高齢者の方に町で指定されている歩行器と杖のみが貸し出しの対象となります。

●対象者

- ・ 介護保険の被保険者で、要支援及び要介護の認定がされていない方

●自己負担額
無料

※返却時の消毒代は実費となります

サービスを利用する際の申請は必要ありません。

介護予防福祉用具購入

要介護・要支援の認定がされていない高齢者の方で、入浴用具の購入をされた場合、購入の上限額は5万円でその1割が自己負担になります。

対象用具

- ・浴槽用手すり
- ・浴槽内台
- ・シャワーいす
- ・移乗用台

●対象者

- ・介護保険の被保険者で、要支援及び要介護の認定がされていない方

サービスを利用する際は町に申請が必要です。

除雪サービス

除雪をすることが困難なひとり暮らしの高齢者などに各事業者が生活道路、窓や軒先などの除雪を行います。

●対象者

- ・65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者夫婦世帯などで町内に身内などに支援してもらうことが難しく、自力での除雪が困難な世帯 など

●自己負担額

サービス利用期間 12月～3月

金額 12,000円 自己負担額 4,000円

※期間中でも12,000円を超えた場合は、超えた分が自己負担となります。

サービスを利用する際は、希望する業者に相談をし、民生委員を通して町に申請します。

生活管理指導短期宿泊事業（ショーツステイ）

独居生活に不安がある者や介護状態への進行を防止するために、特別養護老人ホームで一時的に宿泊を行います。

●対象者

- ・65 歳以上、要介護または要支援の認定がされていない方で「自立支援サービス利用判定基準」に該当する方

利用できる回数
連泊 7 日以内 年 2 回まで

サービスを利用する際は町に申請が必要です。

●自己負担額（1 日につき）

介護区分等	居室区分	利用料	食費	滞在費	合計
要介護または要支援の 認定がされていない方	多床室	437 円	1,380 円	840 円	2,670 円
	個室			1,150 円	2,980 円

住替え支援

住宅が古く、今後の生活が不安など、何らかの理由で現在の住宅での生活が困難になっている方に対して町内の社会福祉協議会が指定管理している「共生型住まいの場ぬくもり」や下川町で運営している「生活支援ハウス」、住宅型有料老人ホームなどその方にあった住まいの情報を提供します。

申込みの問い合わせ等詳しく知りたい場合は

共生型住まいの場ぬくもり・・・社会福祉協議会 電話 4-3123

生活支援ハウス・・・・・・・・生活支援ハウス 電話 4-3600

住宅型有料老人ホーム・・・・・・ともの家 電話 4-3531

までご連絡をお願いします。

安心支えあいネットワーク

サービスや社会資源の状況把握や支援を必要とする高齢者の支援を通して、継続的な見守り及び支援のための安心支えあいネットワークが機能しやすいように、地域包括支援センターが調整を行います。

公区及び公区助け合いチーム、民生委員、ボランティアなどの活動を相互に結びつけ、安心支えネットワークによる見守りを行います

外出支援サービス

病院から自宅までの送迎を行います。

●対象者

- ・65歳以上の高齢者などで家族などによる送迎が困難で、自力で一般の交通機関を利用することが困難な方



●自己負担額（往復1回あたり）

自宅～病院までの距離が2km以内	290円
自宅～病院までの距離が2km超10km以内	370円
自宅～病院までの距離が10km超	450円
病院が町外（名寄）の場合	950円

サービスを利用する際は町に申請が必要です。

※片道みの送迎でも往復分の料金がかかります。

※病院⇄自宅なので、買い物や友人宅で下車することはできません。

※院外薬局までの迎えはできます。自分で連絡します。

サービスを利用する時に社会福祉協議会に連絡してください。

電話 4-3123

◎次の受診がわかった時点で予約しましょう◎

家族同乗移送サービス

名寄市内の医療機関を受診する際、次のいずれかに該当した場合、高齢者や障がい者と家族が1台の車に同乗して受診することを支援します。

①介護する家族が医師から同席を求められたとき

②本人の体調不良等により介護する家族が同席して受診する必要があると認められたとき

●対象者

- ・上記の外出支援サービス利用者及び利用者の家族
- ・「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」における移動支援サービスの利用者及び利用者の家族
- ・その他町長が特に必要と認めた人



●自己負担額（往復1回あたり）

下川町内からの名寄市内の医療機関まで
往復 3,000円 片道 1,500円

サービスを利用する際は町に申請が必要です。

※利用前に下川ハイヤーに予約が必要です。

※医師が求めた場合であり、医師からいつでも一緒に来ていすよと認めてもらっている場合は、本事業に該当しませんので、ご注意ください。

予約型乗合タクシー（いいともタクシー）

自宅等から目的地まで、下川ハイヤーの車両を利用した乗合タクシーです。利用目的は、病院・買物・美容院・バスの乗り継ぎ・友人宅等何でも利用できます。

利用には事前の利用登録と予約が必要になります。

専用電話 4-4400 にお電話ください。

受付時間 7:00～18:00（各便出発の1時間前まで）



運行時間と運賃

●運行時間

	1 便	2 便	3 便	4 便	5 便
平日	8:30～ 9:30	10:30～ 12:00	13:00～ 14:30	16:00～ 17:00	18:00～ 19:00
土日 祝日	8:30～ 9:30	11:50～ 13:00	15:45～ 16:30		

●運賃

運行区域	大人	小学生
西町・南町・緑町・旭町・錦町・幸町・共栄町・北町～市街	200 円	100 円
湊和・班溪・三の橋～市街	300 円	150 円
上名寄・二の橋～市街	400 円	200 円
一の橋～市街	500 円	250 円

上記のサービスの対象にならなかった方でも、必要に応じて総合事業と同様の内容で以下のサービスが受けられます。

- 軽度生活支援
- デイサービス
- 配食サービス
- 給食サービス
- 訪問サービス

ご不明な点は・・・

地域包括支援センター 電話 5-1165

までお問い合わせください